

19 情報公開・説明責任

進捗状況報告

<p>【19.0.1 財政公開】（財務部） 財務情報の公開方法については、昨年度と同様で、変更点はない。 2008年度事業報告から、よりビジュアルな説明資料を公開することを目標に、その公開内容、公開方法について検討を始めており、普段、学校会計に触れたことのない人々すべてに抵抗なく理解されるよう改善を加える予定。</p>
<p>【19.0.2 自己点検・評価】（評価情報分析室） 本学では、7年に1度の認証評価機関による認証評価当該年度だけでなく、次回の認証評価受審までの間も、毎年自己点検・評価を行い、その結果をホームページで公開することとしている。昨年度2007年度は、2006年度の認証評価受審後、初めて毎年度の自己点検・評価を行い、10月27日に「2007年度自己点検・評価結果」と「2007年度の自己点検・評価の活動内容」をホームページで公開した。なお、6月中旬には「2007年度大学基礎データ（大学基準協会）」を公開している。</p>
<p>【その他の情報公開】（法人部） 「情報閲覧に関する規程」を2008年4月から新たに制定・施行した。 その概要は以下のとおりである。</p> <p>(目的) 第1条 この規程は、私立学校法第47条第2項の規定に基づき、学校法人関西学院(以下「学院」という。)における情報閲覧の実施について定める。 (閲覧及び備付け) 第2条 学院の情報閲覧の対象とする資料は2004年度以降の次の各号に掲げるものとし、情報閲覧に係る閲覧場所に常時備え置くものとする。 1 財産目録 2 貸借対照表 3 収支決算書 4 事業報告書及び監査報告書 (閲覧申請権者) 第3条 情報閲覧の対象とする資料の閲覧を申請できる者は、次のとおりとする。 1 学院の設置する学校の在籍者及びその保護者 2 学院と雇用関係にある者 3 学院との間で法律上の利害関係を有する者 (後略)</p> <p>本規程第2条各項に定める資料は、私立学校法改正により2004年度から事業報告書の作成ならびに利害関係者への閲覧の義務付けに合わせて、本学ホームページ上に公開し誰でも閲覧が可能となっているが、本規程の整備で情報公開の趣旨がより明確となった。</p>

学内第三者評価

<p>従前から財務情報や自己点検・評価に関する情報などについて、積極的に情報公開を行っていること認められる。 なお、平成17年3月14日、「大学による情報の積極的な提供について（通知）（16文科高第958号）」が文部科学省から出されており、教育研究活動に関して積極的に情報公開していくことが求められている（関係法令等は以下参照）。このことについては、大学全体としての検討が求められる。</p>
<p>なお、学外委員からは以下の意見があった。 情報公開は着実に進んでいると認められる。情報公開をした結果、それに対する問い合わせの件数やその内容分析などを行い、その結果を今後の情報公開に生かしていくことが求められる。 また、大学の活動と財政を結合した形で説明責任を果たしていく方法について検討されることが望まれる。他大学でも行われているような「学費の値上げ」等を将来検討するのであれば、大学の活動と授業料の関係について情報公開していくことが重要である。今後の積極的な財政公開と内部の管理会計の仕組みの構築を期待したい。</p>
<p>【関係法令】 大学設置基準（抄） (情報の積極的な提供) 第二条 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。 学校教育法（抄） 第六十九条の三 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p>
<p>【審議会答申】 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」（抄） 第2章 新時代における高等教育の全体像 4 高等教育の質の保証 (5) 評価結果等に関する情報の積極的な開示及び活用 ・教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。 ・具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。（以下略）</p>

【閣議決定】

規制改革・民間開放推進3か年計画（抄）

Ⅲ 分野別措置事項

5 教育・研究関係

ウ 高等教育

① 大学の情報公開の促進

a 教育環境、研究活動、学生の卒業後の進路、受験者数、合格者数及び入学者数を含む入学者選抜に関する情報など、大学設置基準第2条の2（注）における「教育研究活動等の状況」として望ましい具体的な内容を通知等において明確に示すことにより、当該大学に関する情報全般を大学が情報公開することを促進する。

b 広く周知を図るという観点から、これらの情報をインターネット上のホームページに掲載することを促進する。

c 通知等において示された「教育研究活動等の状況」として望ましい内容について公開状況を毎年調査し、情報公開が進まない場合は、その更なる促進方策を講ずる。

（注）平成16年3月の改正により、現在は第2条。